

○経済産業省告示第二十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年三月十二日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 赤澤 亮正

(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

姫路天然ガス発電3号合同会社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目五番十一号

村上胎内洋上風力発電株式会社 東京都千代田区大手町二丁目二番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

発電事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年三月十一日